

～支援の必要なお子さんの就学について～

うるま市教育委員会

うるま市立小学校では、特別に支援が必要なお子さんを含め、すべての子供たちが、安心して生き生きと学校生活が送られるよう、1人1人に応じた指導・支援を行う特別支援教育を行っています。

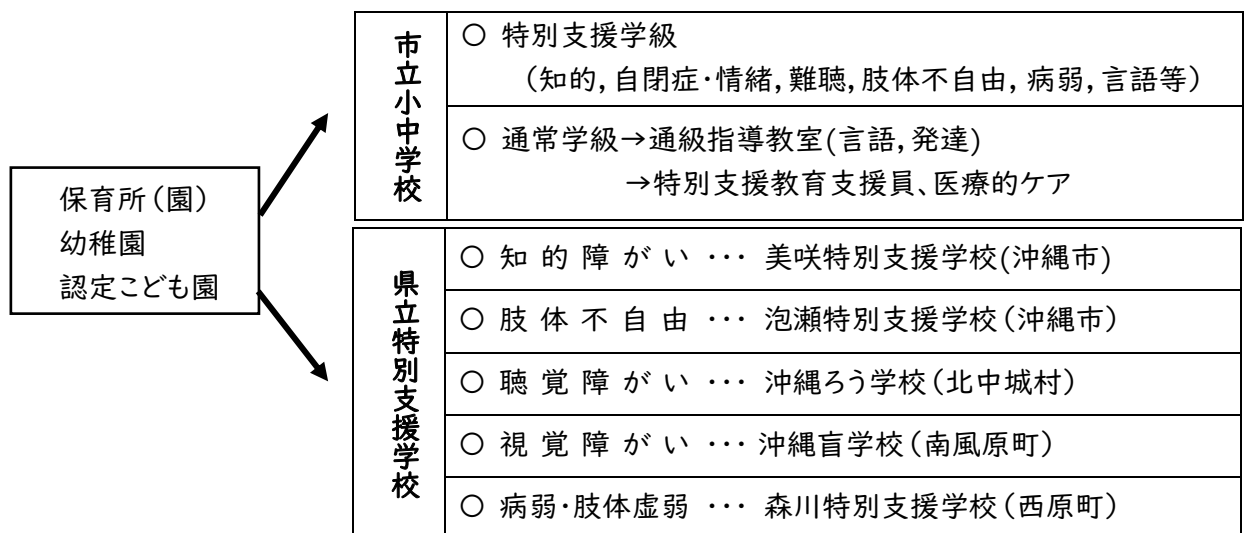
新しく始まる小学校生活で、お子さんが持てる力を最大限伸ばし、自信を持って過ごすことができるようにするために、お子さんの障がいの状態を実態把握し、適切な支援が受けられる「教育の場」を考えていくことが大切です。

そのために、幼稚園や認定こども園、保育園等の先生と相談し、お子さんの就学について、一緒に考えていきましょう。

うるま市教育委員会は、就学相談も行っています。

今後の相談の際に、このリーフレットを参考にしてください。

Ⅰ 就学先



特別支援学級

Ⅰ 学級8人までの少人数学級で、「個別の指導計画」に基づき、個別の力に応じた学習や体験的な活動を取り入れて、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。できることを増やし、将来の自立に向けて、生きる力を育みます。



交流及び共同学習

特別支援学級に在籍しながら、朝の会や給食の時間に通常学級に移動して活動します。得意な科目や、音楽や体育などの授業も、相談の上、交流学級で受けることができます。

通常学級

1 学級 35 人までの学級。担任の先生が中心になり、国の学習指導要領に基づいた授業を行います。

通常学級において特別に配慮を要する児童の指導については

- ・どの子も居場所のある学級づくり
- ・一度にたくさんの指示を出さない。
- ・「めあて」「まとめ」等、大切なところをわかりやすく書いた板書等
- ・学習や生活のきまりを分かりやすく示し、守られた時はしっかりほめる等の工夫を行い指導します。



通級指導教室



「言語通級指導教室」

発音などの誤りや吃音等とのつきあい方や改善を目的とした教室（在籍校に設置がない場合、特別支援学級担任の弾力的運用での自校通級、保護者の送迎による他校通級になることもあります。）

「発達通級指導教室」

注意集中や周りの人たちとのコミュニケーションを図ること、自分の良さに気づきそれを伸ばすことを目的とした教室

通常の学級に在籍し、お子様のニーズや設置校の状況に応じて月に 1 回～週 8 時間をめどに指導を受けます。
（在籍校に設置がない場合、特別支援学級担任の弾力的運用で支援することもあります）



特別支援教育支援員

- 肢体不自由やけが・疾病のための介助
- 発作性の疾病がある児童生徒の把握・見守り
- 発達障害（ADHD、自閉症スペクトラム等）がある児童生徒の行動面、情緒面への支援（心の居場所、安全確保、気持ちのコントロール等）
- LD 等に対する支援（読み上げ、ルビふり、ノートテイク、注意喚起など）

県立特別支援学校

一人ひとりの実態に応じた弾力的な教育課程を編成し、各教科等の指導内容・方法を工夫し、障がいの種別に応じた専門的な教育を行っています。詳しくは、各特別支援学校にお問い合わせください。

県立美咲特別支援学校 098-938-1037

県立泡瀬特別支援学校 098-932-7584

県立沖縄ろう学校 098-932-5475

県立沖縄盲学校 098-889-5375

県立森川特別支援学校 098-945-3008



2 各学級等の主な学習・指導等

(1) 特別支援学級

～特別の教育課程を編成して学習します～

知的発達がゆっくりなお子さんは、お子さんの実態に合わせ下学年の目標・内容や「特別支援学校」の各教科の目標及び内容を参考にして教育課程を編成し、一人一人の理解に応じた教科書を使用して学習します。自立活動や特に必要がある場合は各教科に合わせた指導形態(日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習等)も行います。(知的障がい特別支援学級)

知的発達に遅れのないお子さんは、小・中学校の学習指導要領に準じて通常の学級と同じ教科の学習や個々の自立活動を行います。(自閉症・情緒障がい特別支援学級等)

知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容を参考にした特別の教育課程			
	1.2 年	3.4 年	5.6 年
各教科	生 活		
	国 語		
	算 数		
	音 楽		
	図画工作		
	体 育		
	道 徳		
領域等	特別活動		
	各教科等を合わせた指導		
	自立活動		
	総合的な学習の時間		
※「生活」は、小学校学習指導要領 1.2 年に示されている「生活」とは目標・内容が異なります。			

小学校の学習指導要領に準じた特別の教育課程			
	1.2年	3.4年	5.6年
各教科	国語	国語	国語
	算数	算数	算数
	生活		
		社会	社会
		理科	理科
	音楽	音楽	音楽
	図画工作	図画工作	図画工作
	体育	体育	体育
			家庭科
		道 徳	
領域等	特別活動		
	自立活動		
		総合的な学習の時間	
		外国語活動	

1 週間当たりの授業時数＝1年生25時間/1日は5時間の授業時数のうち3時間は特別支援学級で学習します

自 立 活 動

障がいのある子どもたちが自立や社会参加を目指し、障害による様々な学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的な発達の基盤を培うことを目的にして、全ての特別支援学級で行います。



各教科等を合わせた指導

学習で得た知識、技能を様々な場面で応用することが苦手な児童には生活に密着した内容や社会との結びつきのある活動を中心にして、体験を通して総合的に学習を行います。



交流及び共同学習

障がいのある児童と障がいのない児童が、活動を共にし、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことや、個に応じた教科等のねらいが達成できるように計画的に行います。



(1) 知的障がい特別支援学級

【能力や可能性を最大限に伸ばすための指導】

国語や算数などの「各教科」と「自立活動」等の全部または一部を合わせて指導する学習の実施（日常生活の指導、遊び、生活単元学習、作業学習など）

日常の様々な場面や遊びを通して自信や意欲をもたせ、言葉や数などの理解や自分の気持ちを相手に伝える表現ができるようにする学習を行います



(2) 自閉症・情緒障がい学級・発達通級指導教室

【学校生活、学習の基礎を育てる（情緒的な安定）】

- ・物を見る力、体の姿勢を保つ力、注意集中を高める練習等を行います
- ・仲間同士で助け合うこと、勝ち負けの受け入れ、自分の気持ちの折り合いをつける等の練習を行います。

（感覚統合運動、アンガーマネジメント、ビジョントレーニングなど）



(3) 言語学級・言語通級指導教室

【構音指導(発音の誤り)】

正しい発音を聞き、音を聞き分け、正しい音で話せる練習を行います。

【吃音(どもり)】

楽しい活動を通して、話すことへの抵抗感を減らす練習を行います。

【言語発達への支援】

聞く、読む、話す、書く等の言語の力やコミュニケーションの練習を行います。

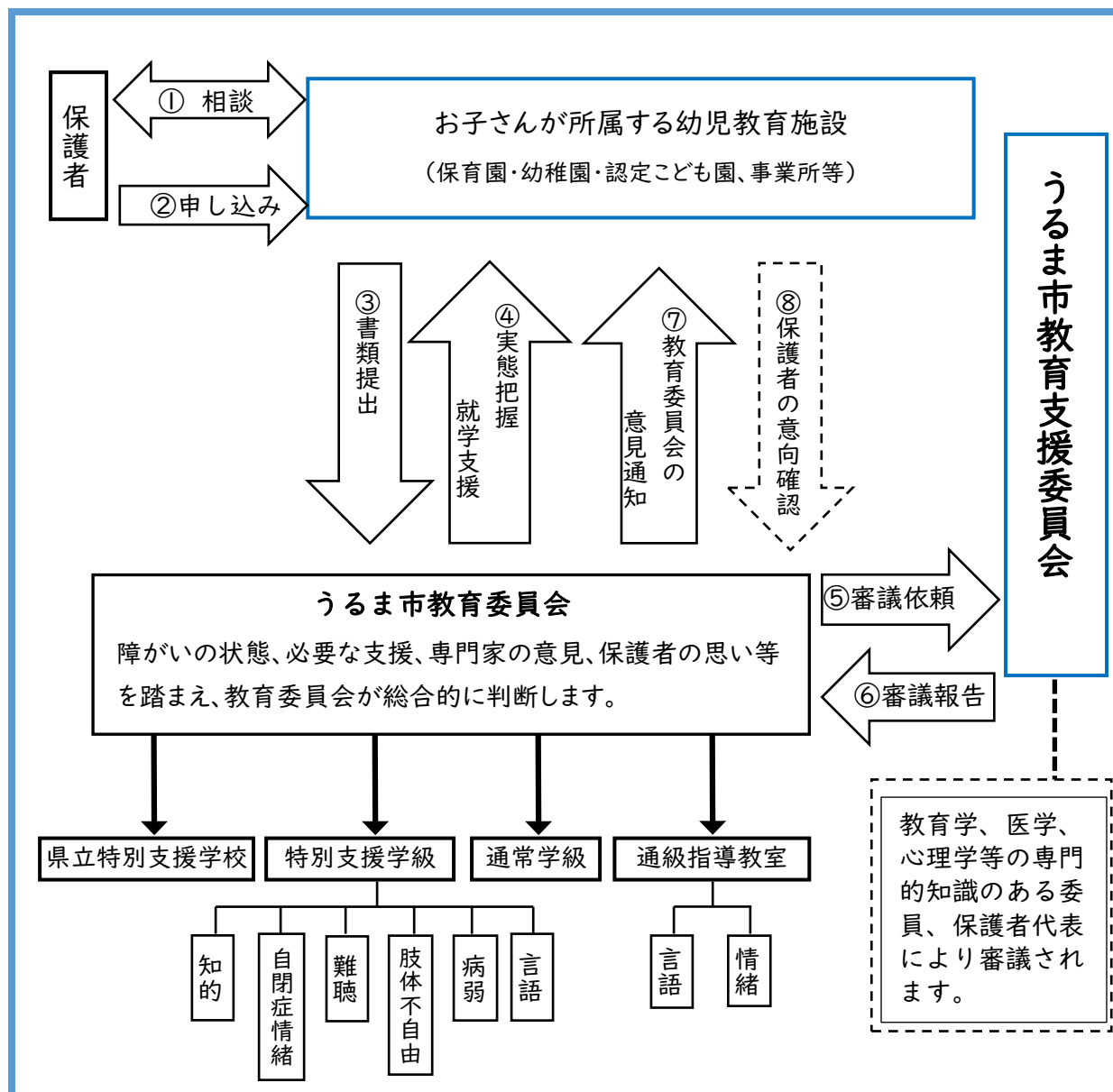


※通級教室（言語・発達）は、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導等を必要とする子（年間10～280時間程度）

3 就学先決定までの流れ（①～⑧は手続きの順序）

就学先を決めるにあたっては、幼稚園、認定子ども園、保育所等の先生方等と相談していただくとともに、不安に思われることや、わからないことがありましたら、こども未来部、こども発達支援課の担当者にお尋ねください。

また、特別支援学級等の見学を希望される場合は、見学先の学校に電話連絡してから日程を決めてください。（特別支援学校については毎年見学会の案内があります。）



※県立特別支援学校幼稚部に在籍するお子さんや養育施設等へ通所中のお子さん
も就学手続きが必要です。幼稚部在籍のお子さんや養育施設等へ通所中のお子さ
んの保護者の皆様は、直接教育委員会 学校教育課までご連絡ください。

うるま市こども未来部こども発達支援課 Tel 923-7108

うるま市教育委員会 学校生活応援課 Tel 923-7158

番号	項目	時期	留意事項等
①	相談	随時	・幼児教育施設(保育所(園)、幼稚園、認定こども園、幼児教育類似施設等)で就学相談を行う。
		2月 (4歳児)	・こども未来部こども発達支援課で就学相談会を行う。
②	申し込み	5月～受付 ※学年により メ切が異なる <u>※5歳児は</u> <u>こども発達</u> <u>支援課へ提出</u> <u>(7月10日</u> <u>提出期限)</u>	・保護者から幼児教育施設へ申し込む。 ・家庭保育の場合、こども未来部こども発達支援課へ申し込む。 ・書類提出(●必須 ○必要に応じて) ※幼児教育施設を通して、申し込む。 保護者 ●保護者の同意書(様式2) ●うるま市教育支援調査票(様式3-1) ●診断書(写し) ○障がい者手帳(写し) ○療育手帳(写し) ●心理・発達検査結果等(写し) (新版K式発達検査、WISC-IV等) 幼児教育施設 ●教育支援審査依頼(様式1) ●うるま市教育支援調査票(様式3-2) ●前年度の個別の指導計画(反省評価記入済)
③	書類提出		
④	実態把握 就学支援	6月～11月	・幼児教育施設での実態把握、校内教育支援委員会の開催、 面談の実施 (必要に応じて)
⑤	審議依頼		・うるま市教育委員会からうるま市教育支援委員会に適切な 就学先について審議を依頼 (必要に応じ、親子面談)
⑥	審議報告		・教育委員会へ審議結果を報告
⑦	意見通知 就学指導	9月～12月	・幼児教育施設長へ審議意見書、報告書を通知
⑧	保護者の 意向確認	保護者は 通知が届き次第 1週間以内に 「保護者の意見等」 を幼児教育施設へ 提出する	・幼児教育施設長は、保護者の意向を確認し、教育委員会に 別紙「保護者の意見等」を提出 (異議ありの場合は、早急に教育委員会へ電話連絡を行う) ※必要に応じ、教育委員会で保護者面談を行う。